Rice Lodge Ogata

2018年5月号・黒瀬農舎



大潟村自慢の桜と菜の花ロード この冬はほとんど雪がなく早く春がやってきました。 4月21日桜と菜の花が急に咲き始めました。 3日後には、桜も菜の花もボリュームが数倍に増し 見応えのある桜ロードに変身しました。

標題のように、今年は例年よりも少し 早めに桜が咲き、当地自慢の桜と菜の花 ロードは花見客で大賑わいです。

当地の桜は、他の桜の名所にない、一 味違う趣が楽しめます。

その「一味違う」ところは、一般の桜 名所は、桜の下をブラブラ散策しながら 花を愛でる・・・・・て感じなのですが、 当地の桜と菜の花ロードは、壮大な田圃 が拡がる幹線道路を車に乗ったまま猛ス ピードでブッ飛ばしても、桜と菜の花ロー ドが延々と10Km余りも続き、見応え があるところです。

もっとも、花見時期は大渋滞で、私た

ちのように、田圃の作業に急いでいる者にとってはイライラですが、花見客には、ブッ飛ば せる早朝も好いが、渋滞時には、桜と菜の花の圧巻を更に高めてくれるんです。

またこの桜、連休中も愉しめる年が多いですが、今年は5月のゴールデンウイークまでは 持ちそうにありません。

ところで、桜が早いとは、総体的には「暖かい年」ということになるのですが、近年の気 象は、一概にそうとはいえないようです。

暖かくなったかと思うと、翌日は気温が10度以上も急降下。また、季節が数ヶ月も早まっ たり、バックしたり。身体も大変ですが、私たち自然相手の仕事の百姓は振り回されます。

その上、我が家の米作りは農薬を使わないで済むように、苗作りはハウス内ではなくて、 路地・露天でのプール育苗です。不順な天候に合わせて種蒔きを4、5日遅めに行いました。

しかし、昔は遅めにすれば、寒い年でも田植え後のイネは順調に育ったのですが、この数 年は、5月が暖かくて、6月に低温の日が多いという信じられない現象が出て、<mark>遅い田植え</mark> が打撃を受けたりする時もあります。今年遅らせた効果があるといいのですが・・・。

でもこのような悪条件を乗り切ることも、愉しみの一つです。収穫の秋の喜びを思い浮か べながら、農薬などに頼らない美味しいお米作りの本格的な活動をスタートさせました。

〒010-0445

秋田県南秋田郡大潟村西1丁目4の7

TEL: 0185-45-3088 FAX: 45-2887

のお電話をどうぞ。 ☆Pに時は遠慮なく一時 すす定期利用の方でお坐 がそろそろ暑い時期に入い K 電話は 願が倉 は舎おは 目 りまる電話 で留守電話受付の 一時パスでお米がに入りま 間

E-mail: akita@kurose.com Web:

提携米 黒瀬農舎

★黒瀬農舎からの返信メールが自動的に迷惑メールフォルダに分類されていることがあるようです。 返信のメールが届かない場合は<mark>迷惑メールフォルダの確認</mark>やメールの設定をご確認下さい。

★宅配便運賃の値上がりに伴い、複数の運送会社を使うことに致しました。そのため、出荷日/サイズ/お届け先によっては、以前(前回)と運送会社が異なることがあります。ご了承下さい。

種子法廃止は、日本の米作りの将来が心配! その [[

前号で紹介のように、主要食糧の種子開発、種子供給を種子法で都道府県に義務付けたり、国公立研究機関が行ってきたのは、民間事業では、採算が合わないから事業として行えない。

誰も行わなければ生産者も消費者国民もすべて困るから公が主 体的に行うため種子法があったのです。

ところが政府の規制緩和プロジェクトは、イネやムギなどの種子事業が、民間事業者に拡がらないのは「種子法」があるからだ。と、育種に関する知見が乏しいままに、短絡的に「廃止」と結論付けて種子法廃止に向かいました。

育種学上の育種方法の分類に従って説明すれば、野菜などは「雑種強制育種法」を用いいてF1、ハイブリッド系の品種開発がなされる場合がほとんどです。

この方法で作られた種子は毎年買わねばなりません。従って、コマーシャルベースに乗る条件が整っているため昔から民間主導で行なわれています。



種モミの温揚消毒 お米作りスタートは、モミの消毒 我が家は、農薬を使わずお湯です。 6.0℃に1.0分。長すぎれば発芽障害。 不足すれば、病気発生。意外と気を使 う作業です。 (2018.4.15撮影)

一方、イネなど主要食糧はその特質により「系統育種法や集団育種法」(または、この折衷法)で品種開発が行われることがほとんどです。この場合の種子は毎年の購入は不要です。

主要食糧の種子開発や供給は、以上のようなメカニズムの上に立っているのですから、規制緩和して種子法を廃止しても経済活性効果は望めません。大間違いの政策判断です。

大間違いが発生した原因=小選挙区制=二大政党体制の未完=官邸主導

規制緩和のテーブルで育種に知見が乏しいままに種子法廃止の方針が出たとしても、昔ならば、主管する農水省官僚が、専門家として間違いを糾して種子法廃止法案を作らなかった筈です。

でも今は、官邸に人事権を握られ、族議員の応援もなくなった官僚は、官邸方針を鵜呑みにするだけです。前川次官の轍を踏まぬように官邸迎合・忖度行政の日々を送っているのです。

この主因は、金権政治の撲滅に貢献した小選挙区制の影響です。総理に公認権を握られた与党 議員も常日頃から官邸に異議を挟むどころか媚すら売るなど、二大政党体制が未完の中で大政 翼賛的に流れる今日の政治が招いた災いで、種々の政策決定に問題を及ぼしています。

では、種子法廃止で、今後どのような影響が現れるか。

法が廃止されても、各都道府県は当分は従来通り、品種開発や種子供給の業務を継続しますが、直接的な根拠法が消滅した中では、地域経済の活性化業務という抽象的な範疇の行政事務として、その時々の首長や議会の判断に委ねる不安定な位置付けとなり、年を経る毎に人も予算も縮小の一途を辿ると予想されます。

今までは、ほぼすべてと言っていいイネの品種の形質保存や新品種開発、種子の供給は、 種子法により公主体だからこそ永続できて来ました。

また、それぞれの品種は形質の固定性が高く生産者の手種ね(自家採種)でOKとは言っても、長年手種ねを続けると徐々に形質変化するため、数年に一度、都道府県の種子事業による原種に近い世代の種籾にすべての生産者は更新してきました。この更新種籾の供給体制や新品種開発は、一度破壊されれば復元不能なのが種の保存など育種の特殊性です。

今後民間が事業として種子ビジネスに乗り出せば、毎年種子購入の必要なF1やハイブリッド或いは遺伝子組み換え系に特化されることにならざるを得ません。また、自家採種できる形質固定性の高い品種の場合には特に、事業採算ベースに乗せるために、べらぼうに高額な種子価格にした上で、種苗法や特許法を駆使して自家採種禁止、種子譲渡禁止など種子購入時の売買契約で制限されることが常態化すると予想されます。